

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 津曲 英樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
2PA41KK00770		2PZ91AH0080 0001				32	
品名 または 件名							
非常用自家発電設備（6 5 k V A）保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
板妻駐屯地			業務隊管理科 山崎技官				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
3 2 3			令和5年3月31日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和4年9月22日（木）10時30分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和04・05・06年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的關係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札の方法

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(3) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(4) 契約書の作成

契約金額 50万円以上は請書、150万円を超えるものについては契約書作成

(5) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(6) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、9月21日（水）12時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
- エ 入札に参加する場合は9月20日（火）12時00分までに市場価格調査書をFAXで提出すること。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。

『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』

なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。

キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

(7) 日 時：令和4年9月26日（月）10時00分

(4) 場 所：第433会計隊 入札室

(7) 入札に関する問い合わせ先

412-8550

静岡県御殿場市中畑2092-2

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班

担当者名：北野

連絡先：0550-89-0711

内 線：343 FAX：487

市 価 調 査 票

件 名 : 非常用自家発電設備(65kVA)保守点検役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
非常用自家発電設備 (65kVA)保守点検 役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和5年3月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所
会 社 名
代表者名

入 札 書

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥

(別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
非常用自家発電設備 (65kVA)保守点検役 務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和5年3月31日

納 入 場 所 板妻駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。

私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和4年9月22日

住 所
会 社 名
代表者名

作成年月日：令和4年8月31日
作成者：防衛技官 山崎颯太
仕様書番号：第 32 号

非常用自家発電設備（65kVA）保守点検役務

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	給排水主任	電気主任	電気係	作成者
								
件 名	非常用自家発電設備（65kVA）保守点検役務						図面番号	1 / 3
図 名	表 紙						縮 尺	
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊							令和4年8月31日	

仕 様 書

1 役務条件 非常用自家発電設備 (65kVA) 保守点検役務

2 実施場所 静岡県御殿場市松葉40-1 陸上自衛隊板妻駐屯地

3 役務概要 非常用自家発電設備1基の保守点検等 一式

4. 一般共通事項

(1) 本役務は、本特記仕様書によるほか、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書 (現行版、以下「共通仕様書」とする。)) 及び各製造所の機器取扱要領等並びに関連法規類によるが、これらに明記なき事項については、監督官との協議によるものとする。また、前記の項目に記載がない事項についても、技術上当然施工すべきものについては、請負業者の負担において実施するものとする。

(2) 仕様書と業務内容に相違がある場合、仕様書に疑いを生じた場合は監督官と協議し指示に従う。

(3) 現場の取組み等により仕様書の変更の必要性が生じた時は、監督官の指示に基づき速やかに、請負業者の変更を行わなければならないものとする。

(4) 職員または部外者、施設等に損害を与えた場合は速速なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき速やかに、請負業者の責任において補償または現状回復を実施すること。

(5) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令及び駐屯地規則に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うこと。

(6) 点検業務は消防設備点検資格者及び第一種電気工事士資格者等の両方の資格を持つ技術者が実施するものとし、監督官に証明する書類の送付等を行うものとする。

その他業務についても、必要な公的資格及び技術を有する者により実施するものとする。

(7) 作業場所及び待機所以外の場所への無断立入り等及び指定場所以外への喫煙は厳禁とする。

(8) 使用材料は役務に際して監督官の承認を受けなければならないものを使用する。

(9) 使用材料は役務に際して監督官の承認を受けなければならないものとし、JISまたはJASマーク表示のない材料は、所要の品質及び性能を有することの証明となる資料または外部機関が発行する材料等を受け、監督官に提出し承認を受けるものとする。

(10) 共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

(11) 役務に先立ち監督官と協議の上、施工の具体的な工程等を定め、二工程を作成し提出する。

(12) 役務専員は、国土交通省制定「管線工事写真撮影要領」に準じ、役務の実施前・完成後及び実施後隠蔽となる箇所・主要な作業工程の実施状況・使用材料・その他監督官の指示するものをサービスマンサイズで整理し、1部を提出するものとする。なお、デジタルカメラを使用する場合には監督官の承認を得ること。

(13) 本役務に必要な申請及び提出書類は官制の指示規格様式で作成し提出すること。

(14) 入門手続等は駐屯地規則に従う。

(15) 請負業者は、役務の期間中に事故が発生した場合は、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する事故報告書を、指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

(16) 本役務実施によって知り得た内容に關して監督官の許可なく漏洩してはならない。また、役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、ファイル交換ソフトのインストールされていないものを使用する他、情報流出の防止を実施すること。

(17) 発生材のうち金属類は監督官の指示する箇所に集積し、その他については廃棄物の処理及び清掃に關する法律、その他関連法令に準じて適正に処分し、マニフェストE票の写しを工期までに監督官に提出するものとする。

(18) 運送取扱要領は実施項目ごとに1年以上とし、材料製造所等の定める期間がそれ以上の期間である場合はこれを適用する。

(19) 役務に必要な水、電気は請負業者の負担とするが、やむを得ず官制のこれを使用する場合は、有料とする。

(20) 役務に必要な消耗品、材料一式は請負業者の負担にて用意し、これによる積立金額・期間の変更は行わないものとする。

(21) 機器及び付属品について、正常でないときと認められた場合や安全な運転が妨げられる恐れがある場合は、内容を確認し、事前に監督官へ報告し、指示に従って実施すること。なお、当該事項が保守点検の範囲内であれば速やかに実施し、範囲外の場合は見積書を出すこと。

5. 特記事項

(1) 保守点検

ア 実施項目は共通仕様書の該当項目に定める6ヶ月間隔及び1年間の点検に加え、製造所の定める保守基準表及び特種仕様書の定める消耗品及び付属品の交換に伴い必要とするものとし、特に下記項目に留意する。

(イ) 燃料入口、戻り口ホース及び冷却水系統ラバーホースの劣化の有無等の点検

(ロ) 燃料系統ウォータータビ及びサブモーターの機能点検

イ 対象機器は表1に示す主要機器及び関連する副機材一式とする。

ウ 負荷試験は機軸負荷にて実施する。

エ 交換する消耗品及び付属品は表2のとおりとする。

オ 点検は関連する消耗品及び付属品の交換完了後に実施するものとする。

カ 役務作業実施日は令和4年11月1日 (火) ~令和5年3月3日 (金) の8時15分~17時00分のうち、連続する期間とする。

キ 請負業者は、官庁において、発電容量30kVA以上の自家発電設備の保守点検役務を2件以上完了した実績があり、かつ過去3年間全館または一部について不適合とされたことのない業者とする。

ク 請負業者は施設を毀損しないよう、工具等に腐食防止の措置を講ずるものとする。

ケ 役務の検査はマニフェストE票及び各種報告書の検査を含むものとする。

(2) 各表

表1 発電設備主要機要

項目	規格	数量
発電機	北越工業 (株) SDG75S-3A1 3相4線式	1 個
	電圧 220V	
	電流 197A	
	出力 75KVA (60KW)	
	回転速度 1800min-1	
	励磁方式 プラシレス方式	
	寸法 W2000 D1000 H1400 1750k π	
	相数 3	
	電圧 110 (V)	
	専用端子 11x2セット (KVA)	
ディーゼルエンジン	出力 11x2セット 1.65x2 π (KVA)	1 個
	いすゞ A-6BG1 水冷4サイクル直噴式	
	数 6 総排気量 64.94L	
	筒出力 684kW (93PS)	
	筒回転速度 1800min-1	
	筒潤滑油 18L	
	筒冷却水 26L	
	燃料タンク容量 160L	
	燃料タンク容量 160L	
	バッテリー数 9.5D31R-MF x 2	

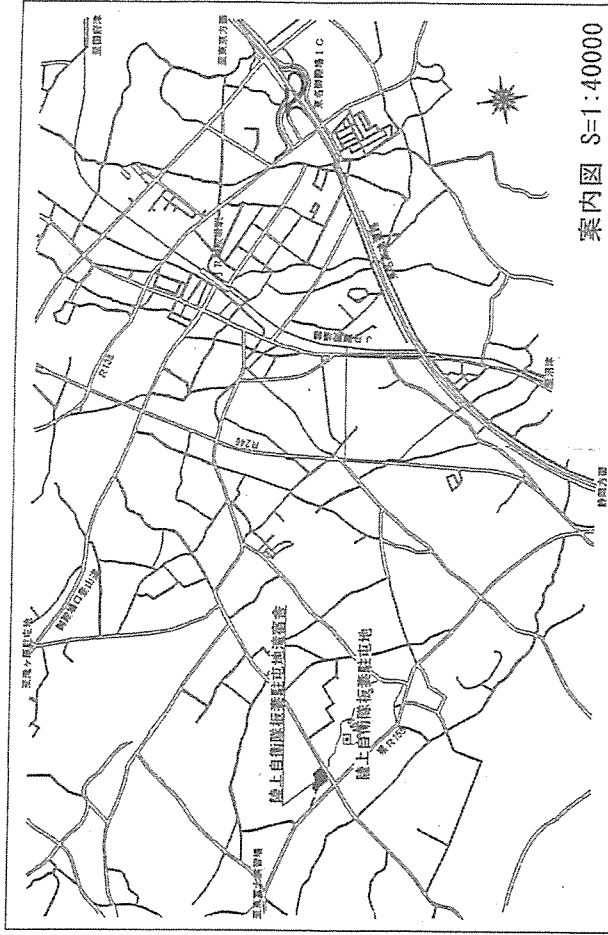
表2 発電設備交換消耗品及び付属品一覧表

交換部品	規格	数量
燃料フィルター	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	1 個
潤滑油フィルター	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	1 個
潤滑油ガスケット	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	1 個
潤滑油	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	20L
ラジエーターファンホース	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	1 個
ラジエーターファンホース	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	1 個
グローブラグ	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	6 個
停止ソレノイド	北越工業 (株) SDG75-3A1適合	1 個

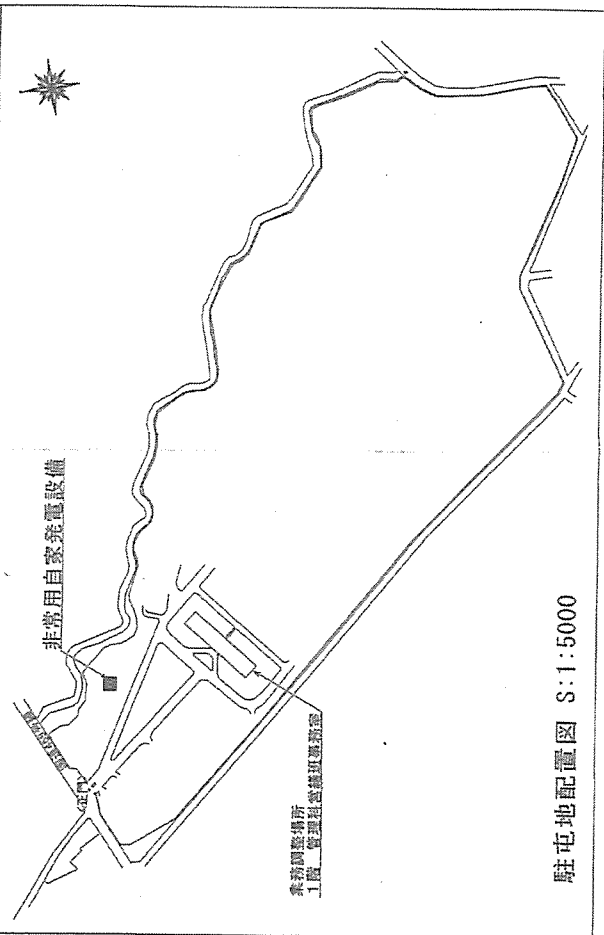
件名	非常用自家発電設備 (65kVA) 保守点検役務	図面番号	2/3
図名	仕様書	縮尺	-
陸上自衛隊板妻駐屯地業務管理科			
令和4年6月31日			

表3 65kVA発電機点検項目表（平成30年建築保全業務共通仕様書抜粋）

点検項目	点検項目	点検項目
1. 発電機室	平成30年建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく	通記・補足等
2. 発電機本体基礎部等	同上	
3. 駆動機	燃料噴射弁の噴射状況を確認すること。	
ディーゼル機関	吸排気弁の弁頭スキマについて調整を実施すること。	
4. 発電機室	平成30年建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく	
5. 発電機制御盤類	平成30年建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく	
(1) 盤本体内部配線	同上	
(2) 盤内機器	同上	
(3) 計器用変成器	同上	
(4) 指示計器	同上	
(5) 保護継電器	同上	
6. 低圧開閉器類	同上	
7. 制御回路線	同上	
8. 蓄電池設備	各セル電圧、内部インピーダンスを測定すること。	
9. 燃料槽	平成30年建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく	
10. ラジエーター	同上	
11. 換気装置	同上	
12. 排気装置	同上	
13. 各種配管	同上	
14. 接地抵抗	同上	
15. 絶縁抵抗	同上	
16. 耐震装置	同上	
17. 運転機能	シーケンス試験を実施すること。	
(1) 試運転	平成30年建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく	
(2) 調速機	保護装置に関し機能試験を実施すること。	
(3) 保護装置		
18. 整流装置	平成30年建築保全業務共通仕様書 表3. 4. 1に基づく	
(1) 外箱、機器の状況	同上	
(2) 端子	同上	
(3) 配線、端子	同上	
(4) 絶縁抵抗	同上	
(5) 接地抵抗	同上	



案内図 S=1:40000



駐屯地配置図 S=1:5000

件名	非常用自家発電設備（65kVA）保守点検業務	図面番号	3/3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊松野駐屯地業務管理科			
令和4年8月31日			